

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 18 号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 中「第 27 条の 3」を「第 27 条の 17」に改める。

第 12 条の 2 を次のように改める。

（保険料の減免）

第 12 条の 2 市長は、条例第 21 条の規定により、保険料の納付義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額（100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を減免することができる。

番号	減免対象者	減免額
	世帯主又はその世帯に属する被保険者（条例第 16 条の 2 の規定による特例が適用されている世帯主又は被保険者を除	前年中における総所得金額等が 100 万円以下のもの
		当該事由が発生したことにより保険料の減免を受けようとする申請があった日（以下「減免申請日」という。）以後に到来する納期限に係る所得

く。)の廃業、失業等により当該年中における総所得金額等の見込額が前年中における総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められる世帯の納付義務者	前年中における総所得金額等が100万円を超え200万円以下のもの	割額の全額に相当する額 減免申請日以後に到来する納期限に係る所得割額の2分の1に相当する額
	前年中における総所得金額等が200万円を超え300万円以下のもの	減免申請日以後に到来する納期限に係る所得割額の10分の3に相当する額
	前年中における総所得金額等が100万円以下のもの	減免申請日以後に到来する納期限に係る所得割額及び資産割額の全額に相当する額
世帯主又はその世帯に属する被保険者(以下「世帯主等」という。)が負傷又は疾病により継続して6月以上療養している者(6月以上療養が必要と認められる者を含む。)で、当該年中における総所得金額等の見込額	前年中における総所得金額等が100万円以下のもの	減免申請日以後に到来する納期限に係る所得割額及び資産割額の全額に相当する額
	前年中における総所得金額等が100万円を超え200万円以下のもの	減免申請日以後に到来する納期限に係る所得割額及び資産割額のそれぞれ2分の1に相当する額

<p>が前年中における総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められる世帯の納付義務者</p>	<p>前年中における総所得金額等が200万円を超え300万円以下のもの</p>	<p>減免申請日以後に到来する納期限に係る所得割額及び資産割額のそれぞれ10分の3に相当する額</p>
<p>その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により給付制限を受けている世帯の納付義務者</p>		<p>給付制限を受けている被保険者に係る当該該当する期間の保険料の額の全部に相当する額</p>
<p>震災、風水害、火災等（以下「災害」という。）により世帯主等が所有し、かつ、居住している住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされ、又は補てんされるべき金額を除く。以下同じ。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満である世帯の納付義務者</p>	<p>前年中における総所得金額等が300万円以下のもの</p>	<p>被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額のそれぞれ2分の1に相当する額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額のそれぞれ4分の1に相当する額</p>
	<p>前年中における総所得金額等が300万円を超え450万円以下のもの</p>	<p>被害を受けた日の属する月から12月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額のそれぞれ4分の1に相当する額</p>

務者	のもの	の 1 に相当する額
	前年中における総所得金額等が 4 5 0 万円を超え 6 0 0 万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から 1 2 月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額のそれぞれ 8 分の 1 に相当する額
災害により世帯主等が所有し、かつ、居住している住宅又は家財について生じた損害金額がその住宅又は家財の価格の 1 0 分の 5 以上である世帯の納付義務者	前年中における総所得金額等が 3 0 0 万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から 1 2 月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額の全額に相当する額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額
	前年中における総所得金額等が 3 0 0 万円を超え 4 5 0 万円以下のもの	被害を受けた日の属する月から 1 2 月以内の期間における月割によって算出した所得割額及び資産割額のそれぞれ 2 分の 1 に相当する額
	前年中における総所得金	被害を受けた日の属する月から 1 2 月以内の期

	額等が450万円を超え600万円以下のもの	間における月割によって算出した所得割額及び資産割額のそれぞれ4分の1に相当する額
	条例第21条第1項第2号に規定する者（以下「特定旧被扶養者」という。）の属する世帯（条例第16条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）の納付義務者	特定旧被扶養者に係る所得割額及び資産割の全部並びに特定旧被扶養者の被保険者均等割の2分の1に相当する額（条例第16条第1項第3号に該当する場合は、軽減前被保険者均等割の10分の3に相当する額）
	特定旧被扶養者のみで構成される世帯（条例第16条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）の納付義務者	上記金額及び特定被扶養者の世帯別平等割額の2分の1に相当する額（条例第16条第1項第3号に該当する場合は、軽減前世帯別平等割の10分の3に相当する額）
	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める納付義務者	市長が必要と認める額
備考		
1 1月から3月までの間に減免の申請をする場合にあっては、こ		

の表において「当該年中」とあるのは「当該年の前年中」と、「前年中」とあるのは「前々年中」と読み替えるものとする。

2 この表において「総所得金額等」とは、条例第16条第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額をいう。

2 同一人が同時に前項の表第1号から第4号までの2以上に該当する場合においては、当該各号のうち、減免額が最も多いものの規定を適用する。

3 世帯主等が所得の申告をしていないときは、保険料の減免は行わないものとする。

4 第1項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、減免申請書に事由を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

5 市長は、虚偽の申請その他不正行為により保険料の減免を受けた者を発見したときは、直ちに減免を取り消すものとする。

第12条の3を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。